

令和2年1月30日

新型コロナウイルス関連に関する連絡会

- 1 新型コロナウイルスの現状について
- 2 今後の新型コロナウイルスの対応について
- 3 各課対応についての情報共有について

感染症 ひとくち情報

新型コロナウイルス感染症について



2020年1月29日
東京都健康安全研究センター

1. 新型コロナウイルス関連肺炎について

中華人民共和国（以下、中国）湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス（2019-nCoV）に関連した肺炎の発生が報告され、中国を中心に世界各国からも発生が報告されています。国内でも、武漢市滞在歴のない症例も含め7件報告され、うち2件は都内からの報告です。

感染すると、発熱、咳などの呼吸器症状等の症状が出現し、高齢者や基礎疾患のある方は重症化する場合もあると言われています。ヒトからヒトへの感染が認められるものの、ヒトからヒトへの感染の程度は明らかではありません。

2. 発生状況

2020年1月28日正午時点の厚生労働省のまとめによると、中国で4,500人を超える感染者が報告されています。また、中国本土以外では、日本、タイ、韓国、台湾、米国、ベトナム、シンガポール、フランス、オーストラリア、マレーシア、ネパール、カナダ、カンボジア、スリランカ、ドイツで報告されています。

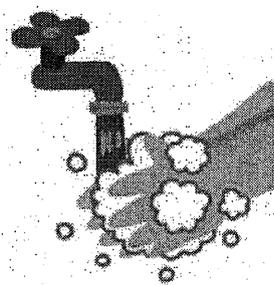
3. 対策のポイントについて ～手洗い、咳エチケット、消毒～

季節性インフルエンザと同様に手洗いや咳エチケットなどの感染症対策が有効です。

○流水と石鹸による手洗いを頻回に行いましょう。特に外出した後や咳をした後、口や鼻、目等に触る前には手洗いを徹底しましょう。

○咳をする場合には口や鼻をティッシュで覆う等の咳エチケットを守り、周りの人への感染を予防するため、サージカルマスクを着用し、人が多く集まる場所は避けましょう。

○ドアノブなどの手指がよく触れる場所は、消毒剤を浸したペーパータオル等によるふき取り消毒を行いましょう。消毒剤は次亜塩素酸ナトリウム（製品に表示されているとおり希釈したもの）や消毒用エタノール等が有効です。



4. 中国武漢市から帰国・入国され、症状が出現した場合には

入国してから2週間の間に、発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がある場合には、マスクを着用のうえ、速やかにお住まいの地域の保健所に連絡し、医療機関を受診するようにしてください。その際、海外滞在歴を申告するようにしてください。



令和2年1月29日(水)

【照会先】

健康局 結核感染症課

係長 山田 大悟

(代表電話) 03 (5253) 1111

報道関係者各位

中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について(令和2年1月29日版)

1月29日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。

(1月29日正午までの各国機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、1月28日報から下線部分を更新しました。)

1. 国外の発生状況について

・海外の国・地域の政府公式発表に基づく、1月29日12:00現在、日本国外で新型コロナウイルス関連の肺炎と診断されている症例及び死亡例の数は以下のとおり。

- ・中国：感染者5,974名、死亡者132名。
- ・タイ：感染者14名、死亡者0名。
- ・韓国：感染者4名、死亡者0名。
- ・台湾：感染者8名、死亡者0名。
- ・米国：感染者5名、死亡者0名。
- ・ベトナム：感染者2名、死亡者0名。
- ・シンガポール：感染者7名、死亡者0名。
- ・フランス：感染者4名、死亡者0名。
- ・オーストラリア：感染者5名、死亡者0名。
- ・マレーシア：感染者7名、死亡者0名。
- ・ネパール：感染者1名、死亡者0名。
- ・カナダ：感染者3名、死亡者0名。
- ・カンボジア：感染者1名、死亡者0名。
- ・スリランカ：感染者1名、死亡者0名。
- ・ドイツ：感染者4名、死亡者0名。

2. 国内の発生状況について

・1月29日12:00現在、確認されている感染者は以下のとおり7名である。

	確定日	年代	性別	居住地	病状	入院状況	周囲の感染者の発生	濃厚接触者の状況
1	1/16	30代	男	神奈川県	全快	退院	なし	38名特定 健康観察1/24終了
2	1/24	40代	男	中国 (武漢市)	軽快	入院中	なし	32名特定 健康観察実施中

3	1/25	30代	女	中国 (武漢市)	軽快	入院中	なし	7名特定 健康観察実施中
4	1/26	40代	男	中国 (武漢市)	軽快 傾向	入院中	なし	2名特定 健康観察実施中
5	1/28	40代	男	中国 (武漢市)	症状 安定	入院中	なし	3名特定 健康観察実施中
6	1/28	60代	男	奈良県	症状 安定	入院中	調査中	3名特定 健康観察実施中
7	1/28	40代	女	中国 (武漢市)	症状 安定	入院中	なし	2名特定 健康観察実施中

・武漢の滞在歴は6例目を除く、6名について認められる。

・現時点（1月29日12時現在）までに疑似症サーベイランスに基づき、計23件の検査を実施。そのうち7例が陽性、16例が陰性。

3. 厚生労働省のこれまでの対応

【検疫関係】

・「健康フォローアップセンター」を設立し、入国する人の武漢滞在歴や有症状者への接触歴等を把握して健康状態のフォローアップを実施

・船舶代理店に対して中国からの本邦到着便において、船内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588459.pdf>

・航空会社に対して中国からの本邦到着便において、船内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>

・空港等の検疫ブースにおける武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけポスターの更新
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000585391.pdf>

・帰国者に対する現行の検疫体制の継続（日本への入国者に対し、サーモグラフィー等を用いて、発熱等の症状がないか確認を実施）し、武漢市からの入国者に対しては健康状態の把握を併せて実施

・航空会社に対して、機内アナウンスにて武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけについて協力を依頼
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000586401.pdf>

・新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について（航空会社宛て）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>

【医療機関・保健所等での対応関係】

・国立感染症研究所で実施している検査について、全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるように体制を整備。特に留意すべき濃厚接触者(例：医療従事者)について、患者対応に係る注意喚起を実施するとともに濃厚接触者の把握と健康状態の観察を着実に実施

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

・中国武漢市以外に流行が拡大した場合には、その流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めたと際にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、保健所と連携して疑似症サーベイランス（原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度）を確実に実施

・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、医療機関における対応と院内感染対策に関する情報を更新（疑似症サーベイランスの運用を検討する対象を武漢市への渡航歴等がある画像検査などで肺炎と診断された方へ拡大）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-1.html>

・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、新型コロナウイルス関連肺炎患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針（案）を策定

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/200122-1.pdf>

- ・国内で確認された感染者の濃厚接触者に対して健康観察を引き続き実施
- ・中国からウイルスの遺伝子配列情報が公開されたことを踏まえ、国立感染症研究所で検査方法を構築。

https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/Detection_of_nCoV_report200121.pdf

- ・国立感染症研究所において、新型コロナウイルス関連肺炎に対する積極的疫学的調査実施要領（暫定版）を作成

https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV_200121-1.pdf

- ・自治体及び関係機関に対し、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度（疑似症サーベイランス）の適切な運用について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>

- ・国立感染症研究所において、自治体及び関係機関に対し、新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアルを策定

https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_200122.pdf

- ・自治体に対し新型コロナウイルスに関する検査対応について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

【情報発信】

- ・[新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09151.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09151.html

- ・地方自治体に対し、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合に宿泊施設の対応について周知
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に関するQ&Aを発売し、広く国民に情報提供を行う

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/denque_fever_qa_00001.html

- ・厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」における、渡航者への注意喚起

<https://www.forth.go.jp/topics/202001211450.html>

- ・厚生労働省Twitter等によるタイムリーな情報発信の実施

4. 今後の対策について

- ・1月28日、今回の新型コロナウイルス感染症に関して、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定し、公布した。

これにより、感染が疑われる方に対する入院措置やそれに伴う医療費の公費負担検疫における診察・検査等の実施が可能となる。

今後とも中国等の状況やWHOの緊急委員会の結果を注視し、各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

◆国民の皆様へのメッセージ

○新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内では人から人への感染は認められるものの、我が国では人から人への持続的感染は認められていません。国民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

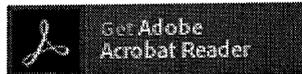
○武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡したうえで、受診していただきますよう、御協力をお願いします。また、医療機関の受診にあっては、滞在歴があることを事前に申し出てください。

(参考)

- ・中国における原因不明肺炎について（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：
<https://www.who.int/csr/don/05-january-2020-pneumonia-of-unknown-cause-china/en/>
- ・海外感染症発生情報 原因不明の肺炎-中国（厚生労働省検疫所HP FORTH）：
<https://www.forth.go.jp/topics/20200106.html>
- ・中国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について（事務連絡）：
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>
- ・中国武漢市における肺炎の集団発生に関するWHOの声明（世界保健機関（WHO））：

<https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china>

- ・新しいコロナウイルス-大韓民国 (世界保健機関 (WHO) Disease Outbreak News) :
<https://www.who.int/csr/don/21-january-2020-novel-coronavirus-republic-of-korea-ex-china/en/>
- ・中華人民共和国国家衛生健康委員会 :
<http://www.nhc.gov.cn/wjw/index.shtml>
- ・武漢市衛生健康委員会 :
<http://wjw.wuhan.gov.cn/>
- ・広東省衛生健康委員会 :
<http://wsjkw.gd.gov.cn/>
- ・衛生福利部疾病管制署 (台湾CDC) :
<https://www.cdc.gov.tw/?aspxerrorpath=/rwd/english>
- ・中国における新種のコロナウイルスについて (世界保健機関 (WHO) Disease Outbreak News) :
<https://www.who.int/csr/don/12-january-2020-novel-coronavirus-china/en/>
- ・厚生労働省Twitter :
<https://twitter.com/mhlwtwitter?lang=ja>
- ・First Travel-related Case of 2019 Novel Coronavirus Detected in United States :
<https://www.cdc.gov/media/releases/2020/p0121-novel-coronavirus-travel-case.html>



PDFファイルを見るためには、[Adobe Reader](#)というソフトが必要です。[Adobe Reader](#)は無料で配布されていますので、[こちらからダウンロードしてください。](#)

印刷

コロナウイルスとは

(2020年01月10日掲載)

ヒトに感染するコロナウイルス

ヒトに蔓延している風邪のウイルス4種類と、動物から感染する重症肺炎ウイルス2種類が知られている。これらについては、それぞれの症状や感染経路などの特徴を表1に示した。

1. 風邪のコロナウイルス

ヒトに日常的に感染する4種類のコロナウイルス (Human Coronavirus : HCoV) は、HCoV-229E、HCoV-OC43、HCoV-NL63、HCoV-HKU1である。風邪の10～15% (流行期35%) はこれら4種のコロナウイルスを原因とする。冬季に流行のピークが見られ、ほとんどの子供は6歳までに感染を経験する。多くの感染者は軽症だが、高熱を引き起こすこともある。HCoV-229E、HCoV-OC43が最初に発見されたのは1960年代であり、HCoV-NL63とHCoV-HKU1は2000年代に入って新たに発見された。

2. 重症急性呼吸器症候群コロナウイルス (SARS-CoV)

SARS-CoVは、コウモリのコロナウイルスがヒトに感染して重症肺炎を引き起こすようになったと考えられている。2002年に中国広東省で発生し、2002年11月から2003年7月の間に30を超える国や地域に拡大した。2003年12月時点のWHOの報告によると疑い例を含むSARS患者は8,069人、うち775人が重症の肺炎で死亡した (致命率9.6%)。当初、この病気の感染源としてハクビシンが疑われていたが、今ではキクガシラコウモリが自然宿主であると考えられている。雲南省での調査では、SARS-CoVとよく似たウイルスが、今でもキクガシラコウモリに感染していることが確認されている。ヒトからヒトへの伝播は市中において咳や飛沫を介して起こり、感染者の中には一人から十数人に感染を広げる「スーパースプレッダー」が見られた。また、医療従事者への感染も頻繁に見られた。死亡した人の多くは高齢者や、心臓病、糖尿病等の基礎疾患を前もって患っていた人であった。子どもには殆ど感染せず、感染した例では軽症の呼吸器症状を示すのみであった。

3. 中東呼吸器症候群コロナウイルス (MERS-CoV)

MERS-CoVは、ヒトコブラクダに風邪症状を引き起こすウイルスであるが、種の壁を超えてヒトに感染すると重症肺炎を引き起こすと考えられている。最初のMERS-CoVの感染による患者は、2012年にサウジアラビアで発見された。これまでに27カ国で2,494人の感染者がWHOへ報告され (2019年11月30日時点)、そのうち858人が死亡した (致命率34.4%)。大規模な疫学調査により、一般のサウジアラビア人の0.15%がMERSに対する抗体を保有していることが明らかになったことから、検査の俎上に載らない何万人もの感染者が存在していることが推察される。その大多数はウイルスに感染しても軽い呼吸器症状あるいは不顕性感染で済んでおり、高齢者や基礎疾患をもつ人に感染した場合のみ重症化すると考えられる。重症化した症例の多くが基礎疾患 (糖尿病、慢性の心、肺、腎疾患など) を前もって患っていたことが解っている。15歳以下の感染者は全体の2%程度であるが、その多くは不顕性感染か軽症である。ヒトからヒトへの伝播も限定的ではあるが、病院内や家庭内において重症者からの飛沫を介して起こる。年に数回程度、病院内でスーパースプレッダーを介した感染拡大が起こっているが、市中でヒトからヒトへの持続的な感染拡大が起こったことは一度もない。2015年に韓国の病院で起こった感染拡大では、中東帰りの1人の感染者から186人へ伝播した。

表1. ヒトに感染するコロナウイルスの特徴			
ウイルス名	HCoV-229E, HCoV-OC43, HCoV-NL63, HCoV-HKU1	SARS-CoV	MERS-CoV
病名	風邪	SARS (重症急性呼吸器症候群)	MERS (中東呼吸器症候群)
発生前	毎年	2002年~2003年(終息)	2012年~現在
発生地	世界中で人類に蔓延している	中国広東省	アラビア半島とその周辺地域。全症例の80%以上はサウジアラビアからの報告。中東以外の国では輸入例が報告されている(韓国、イギリスなど)。
宿主動物	ヒト	キクガシラコモリ (中国南部に棲息)	ヒトコブラクダ (中東、アフリカに棲息)
死者数/感染者数	不明/70億	774/8,098	858/2,494 (2019年11月30日時点)
感染者の年齢	多くは6歳以下。全年齢に感染する	中央値40歳(範囲 0-100歳)* (子供には殆んど感染しない)	中央値52歳(範囲 1-109歳) (子供には殆んど感染しない)
主な症状	鼻炎、上気道炎、下痢	高熱、肺炎、下痢	高熱、肺炎、腎炎、下痢
重症者の特徴	通常は重症化しない	糖尿病等の慢性疾患、高齢者	糖尿病等の慢性疾患、高齢者、入院患者
感染経路	咳、飛沫、接触	咳、飛沫、接触、便	咳、飛沫、接触
ヒト-ヒト感染	1人→多数	1人から1人以下。スーパースーパーレクターにより、多数へ感染拡大が見られた。	1人から1人以下。スーパーレクターにより多数へ感染拡大することがある。
潜伏期間	2-4日 (HCoV-229E)	2-10日	2-14日
取扱実験施設	BSL2	BSL3	BSL3
感染症法(拡大防止策)	指定なし	二類感染症	二類感染症
感染症法(病原体管理)	指定なし	二種病原体	三種病原体

*Summary of probable SARS cases with onset of illness from 1 November 2002 to 31 July 2003 https://www.who.int/csr/sars/country/table2003_09_23/en/、香港(n=1755)のデータより

動物コロナウイルス

コロナウイルスは家畜や野生動物などの、我々の周りに棲息するあらゆる動物に感染し、様々な疾患を引き起こすことも知られている。イヌ、ネコ、ウシ、ブタ、ニワトリ、ウマ、アルパカ、ラクダなどの家畜に加え、シロイルカ、キリン、フェレット、スナリス、コウモリ、スズメからも、それぞれの動物に固有のコロナウイルスが検出されている。多くの場合、宿主動物では軽症の呼吸器症状や下痢を引き起こすだけであるが、致死的な症状を引き起こすコロナウイルスも知られている。家畜では豚流行性下痢ウイルス (PEDV)、豚伝染性胃腸炎ウイルス (TGEV)、鶏伝染性気管支炎ウイルス (IBV)、実験動物ではマウス肝炎ウイルス (MHV)、ペットでは猫伝染性腹膜炎ウイルス (FIPV) が致死性である。コロナウイルスの種特異性は高く、種の壁を越えて他の動物に感染することは殆どない。

ウイルス学的特徴

電子顕微鏡で観察されるコロナウイルスは、直径約100nmの球形で、表面には突起が見られる。形態が王冠“crown”に似ていることからギリシャ語で王冠を意味する“corona”という名前が付けられた。ウイルス学的には、ニドウイルス目・コロナウイルス科・コロナウイルス科に分類される。脂質二重膜のエンベロープの中に Nucleocapsid (N) 蛋白に巻きついたプラス鎖の一本鎖RNAのゲノムがあり、エンベロープ表面にはSpike (S) 蛋白、Envelope (E) 蛋白、Membrane (M) 蛋白が配置されている(図1)。ウイルスゲノムの大きさはRNAウイルスの中では最大サイズの30kbである。遺伝学的特徴からα、β、γ、δのグループに分類される。HCoV-229EとHCoV-NL63はαコロナウイルスに、MERS-CoV、SARS-CoV、HCoV-OC43、HCoV-HKU1はβコロナウイルスに分類されている。

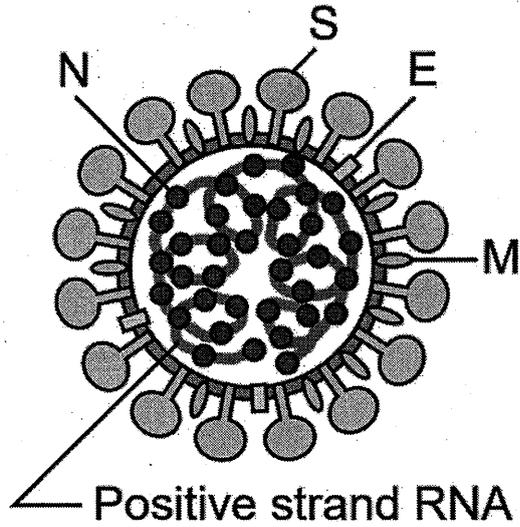
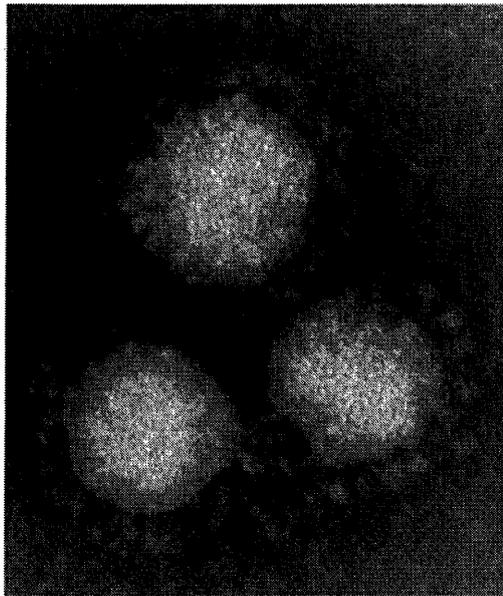


図1

感染症法での取扱い

日本国内でSARS-CoVやMERS-CoVの感染者が見つかった場合、病気の伝播を抑えるために、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に従って感染拡大防止策がとられる。SARS-CoVとMERS-CoVは共に、感染症法において二類感染症に分類されている。感染者には感染症指定医療機関への入院措置がとられ、陰圧管理された病室で治療を受けることになる。同時に疫学調査が行われ、感染経路や接触者が特定される。実験室内でのSARS-CoVとMERS-CoVの所持についても、感染症法によって規制されている。SARS-CoVは二種病原体、MERS-CoVは三種病原体に分類されており、「所持の許可」、「教育訓練」、「滅菌の管理」において、SARSの方がMERSよりも厳しく管理されている。SARS-CoVとMERS-CoVはいずれもBSL3実験室内に保管して取り扱う必要がある。一方、風邪のウイルスHCoV-229E、HCoV-OC43、HCoV-NL63、HCoV-HKU1は特に危険な病原体ではないため、感染症法での指定は無く、BSL2実験室で取り扱うことができる。

(国立感染症研究所)

Copyright 1998 National Institute of Infectious Diseases, Japan

新型コロナウイルスに関するQ&A

(令和2年1月27日時点版)

一般の方向け

問1 コロナウイルスはどのようなウイルスですか？

発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かっています。そのうち、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）を占めます。

詳しくは、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ia/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 武漢市での新型コロナウイルス関連肺炎事例の概要は？

中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告され、中国を中心に、世界各国からも発生が報告されています。

詳細は以下のページを参照ください。

厚生労働省HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 新型コロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか？

新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、ヒトからヒトへの感染の程度は明らかではありません。

過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うことが重要です。

[ページの先頭へ戻る](#)

問4 潜伏期間はどのくらいの長さですか？

潜伏期間は現在のところ不明ですが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日程度と考えられています。

他のコロナウイルスについては、[国立感染症研究所「コロナウイルスとは」](#)をご覧ください

[ページの先頭へ戻る](#)

問5 発生状況や死亡者数は？

最新の状況については、厚生労働省HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「◆発生状況について」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

[ページの先頭へ戻る](#)

問6 予防法はありますか？

一般的な衛生対策として、咳エチケットや手洗いなどを行っていただくようお願いいたします。

[ページの先頭へ戻る](#)

問7 武漢に滞在していましたがどのように対応すれば良いですか？

現地を出てから2週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、速やかにお住まいの地域の保健所に連絡し、医療機関を受診するようにしてください。その際、武漢市に滞在していたことを申告するようにしてください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問8 厚生労働省ではどのような対応を行っていますか？

検疫所では、入国者及び帰国者に対するサーモグラフィー等による健康状態の確認に加えて、中国からの全ての航空便、客船において、入国時に健康カードの配布や、体調不良の場合及び

解熱剤と咳止めを服薬している場合に検疫官に自己申告していただくよう呼びかけを行っています。

また、国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを着実に運用しております。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイドランスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

また、厚生労働省ホームページやTwitterで国民の皆様へ正確な情報を迅速にお伝えするとともに、海外渡航者向け検疫所ホームページ「FORTH」において、渡航者への迅速な情報提供及び注意喚起を行っています。

【情報発信サイト】

検疫所FORTH: <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

厚生労働省HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省Twitter: <https://twitter.com/MHLWitter/status/1218053513495769088>

医療機関・検査機関の方向け

問9 診断方法にはどのようなものがありますか？

診断方法としては、核酸増幅法(PCR法など)がありますが、実際に検査を検討する場合は、「疑似症定点」の医療機関から疑似症として保健所に届出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。

まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問10 鑑別を要する疾患は何ですか？

肺炎を認める際には、市中肺炎の他、インフルエンザやアデノウイルス感染症が鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERSなども追加して鑑別に挙げられます。

[ページの先頭へ戻る](#)

問11 どのような治療方法がありますか？

有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法はなく、対症療法を行います。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問12 疑い患者を取り扱う上での注意点はありますか？

手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70％）を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1％）が有効であることが分かっています。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問13 疑い患者検体（サンプル）を取り扱う場合の注意点はありますか？

検体を扱う際にも、患者の取り扱い時と同様の感染対策をお願いします。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問14 疑似症の届出は必要ですか？

武漢市からの帰国者など、集中治療その他これに準ずるものが必要な場合や臨床症状から肺炎と診断され、かつ、直ちに特定の感染症と診断ができない場合においては、直ちに疑似症として届け出る必要があります。

届出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-07-01.html>

なお、疑似症定点に指定されている医療機関以外の医療機関においては、疑似症の届出は必須ではありませんが、保健所に連絡のうえ、検査の実施などについて相談してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問15 疑い患者が疑似症定点ではない施設を受診した場合はどのように対応すればよいですか？

管轄する自治体の保健所にご相談いただきますようお願いいたします。

[ページの先頭へ戻る](#)

問16 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法等の技術的な内容に関する相談窓口はありますか？

新型コロナウイルス感染を疑う患者の検査方法の技術的な相談は、国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照いただき、国立感染症研究所ウイルス3部にお問い合わせください（疫学調査に関する内容は感染症疫学センターにお問い合わせください）。

※国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問17 検査が陽性となった場合の行政の対応は？

保健所では、都道府県や国とも連携しながら、必要に応じて積極的疫学調査を実施します。

詳しくは以下に掲載の情報をご参照ください。

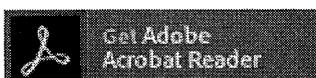
・厚生労働省HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「1 自治体・医療機関向けの情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)



PDFファイルを見るためには、[Adobe Reader](#)というソフトが必要です。[Adobe Reader](#)は無料で配布されていますので、[こちらからダウンロード](#)してください。

新型コロナウイルス関連肺炎に関する電話相談窓口(コールセンター)の設置について

令和2年1月29日

福祉保健局

東京都では、新型コロナウイルス関連肺炎の患者発生を踏まえて、都民の皆さまからの相談に対応するために、以下のとおり、電話相談窓口(コールセンター)を設置することとしましたのでお知らせします。

1 開設日時

令和2年1月29日(水曜日)午後6時

2 受付時間

午前9時から午後9時まで(土、日、祝日を含む)

3 電話番号

03-5320-4509

4 対応内容

- ・感染の予防に関すること
- ・心配な症状があらわれた時の対応に関すること
- ・その他

問合せ先

福祉保健局健康安全部感染症対策課
電 話 : 03-5320-4487

お問い合わせ

このページの担当は 東京都福祉保健局 です。

[ページの先頭へ戻る](#)



文字サイズ [拡大](#) [標準](#) [縮小](#) 色合い [標準](#) [青](#) [黒](#)
 Multilingual [English](#) [中文簡体](#) [中文繁體](#) [한글](#)
[サイト内検索](#) [検索](#)

[みどころ満載!!文京の観光案内はこちら](#)



ホーム>保健・福祉>健康・保健>感染症対策>新型コロナウイルス関連肺炎の発生について

[Tweet](#)

感染症対策

[注目情報](#)

[感染症発生動向調査：文京区感染症週報](#)

[インフルエンザ関連情報](#)

[新型コロナウイルス関連肺炎の発生について](#)

[麻疹（はしか）について](#)

[風しんについて](#)

[水痘にご注意ください](#)

[感染性胃腸炎にご注意ください](#)

[百日咳にご注意ください](#)

[海外渡航時の感染症予防について](#)

[HIV/エイズについて](#)

[梅毒の患者が増加しています](#)

[結核](#)

[腸管出血性大腸菌感染症](#)

[重症熱性血小板減少症候群（SFTS）](#)

[デング熱](#)

[ジカウイルス感染症](#)

[中東呼吸器症候群（MERS）](#)

[エボラ出血熱](#)

[感染症豆知識](#)

新型コロナウイルス関連肺炎の発生について

更新日 2020年01月30日

昨年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告されています。

新型コロナウイルス関連肺炎を予防するために

風邪やインフルエンザが多い時期です。咳エチケットや手洗い等、通常の感染症対策を行うことが重要です。

武漢市から帰国・入国された方で、咳や発熱等の症状がある場合

マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡したうえで受診していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス関連肺炎に係る電話相談窓口（コールセンター）について【東京都福祉保健局】

東京都では、新型コロナウイルス関連肺炎の患者発生を踏まえて、都民の皆さまからの相談に対応するために、電話相談窓口（コールセンター）を設置しました。

電話番号：03-5320-4509

対応時間：9時から21時まで（土、日、休日を含む）

対応内容：感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など、新型コロナウイルス関連肺炎に関する相談

新型コロナウイルス関連肺炎に関する電話相談窓口（コールセンター）【東京都福祉保健局】

東京都感染症情報センター都民向け情報リーフレット「新型コロナウイルス関連肺炎について」

旅館業の方へ

訪日外国人の方々の宿泊受け入れをされている施設につきましては、留意点等をご確認ください。

旅館業の方へ

※コロナウイルスとは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。

人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られていますが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるSARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）とMERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまっています。

新型コロナウイルスについての詳しい情報は、下記のサイトをご覧ください。

関連リンク先（外部ページにリンクします）

- 厚生労働省「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」
- 国立感染症研究所「新型コロナウイルス（2019-nCoV）関連情報ページ」
- 外務省海外安全ホームページ
- FORTH/厚生労働省検疫所ホームページ
- 東京都福祉保健局「新型コロナウイルスに関連した肺炎について」
- 東京都感染症情報センター「新型コロナウイルス関連肺炎に関する情報」

お問い合わせ先

〒112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号

文京シビックセンター8階南側

予防対策課感染症係

電話番号：03-5803-1834

FAX：03-5803-1355

メールフォームへ

文京区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年6月

文京区

O:\38保健衛生部\05生活衛生課\

新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等対策職員行動指針

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	7
5 対策実施の流れ	8
6 対策実施上の留意点	9
第2章 国、都、区等の役割	11
1 基本的な責務	11
2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	13
第3章 対策の基本項目	17
1 サーベイランス・情報収集	17
2 情報提供・共有	17
3 区民相談	19
4 感染拡大防止	19
5 予防接種	22
6 医療	23
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	25
第4章 各段階における対策	29
1 未発生期	31
2 海外発生期	37
3 国内発生早期	42
4 都内発生早期	46
5 都内感染期	52
6 小康期	59
7 政府の緊急事態宣言時の対応	62
【資料編】	65
参考資料1 東京都行動計画 <緊急事態宣言時の措置>	65
参考資料2 用語解説	71

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）で、新型インフルエンザ（※1）と再興型インフルエンザ（※2）に区分される。

※1 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれが認められるものをいう。

※2 再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザが再興したものであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれが認められるものをいう。

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものをいう。

(3) 計画の基本的考え方

本行動計画は、都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は、実施に当たり弾力的な運用を図るものである。

また、国、都、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び区民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

(4) 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、学識経験者、医療関係団体等に意見を聴き、庁内に設置する「（仮称）文京区新型インフルエンザ等対策検討会議」（以下「対策検討会議」という。）において行う。

2 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
- 2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患する可能性があるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

○目的達成のポイント

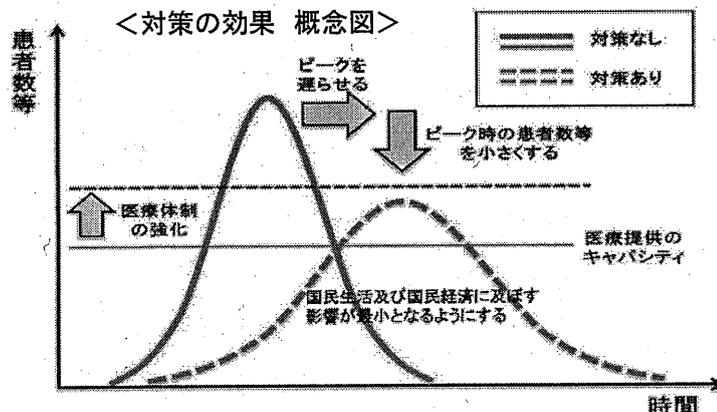
- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

○目的達成のポイント

- ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、都行動計画を参考に、区民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

<流行規模・被害想定>

1	罹患割合	区民の約30%が罹患
2	患者数	60,000人
3	健康被害	(1) 流行予測による被害 ① 外来受診者数： 60,000人 ② 入院患者数： 4,600人 ③ 死亡者数： 220人（インフルエンザ関連死亡者数）※ (2) 流行予測のピーク時の被害 ① 1日新規外来患者数： 780人 ② 1日最大患者数： 5,900人 ③ 1日新規入院患者数： 60人 ④ 1日最大必要病床数： 420床

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

健康被害については、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数、死亡者数等は、全体の患者数との割合で、都と同様の被害が生じるものとして、算出している。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、本行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定している。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、都行動計画にあわせ、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期の6区分とする。また、都内感染期の医療体制についても、都行動計画同様3つのステージに区分する。

発生段階の移行については、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）が決定する。

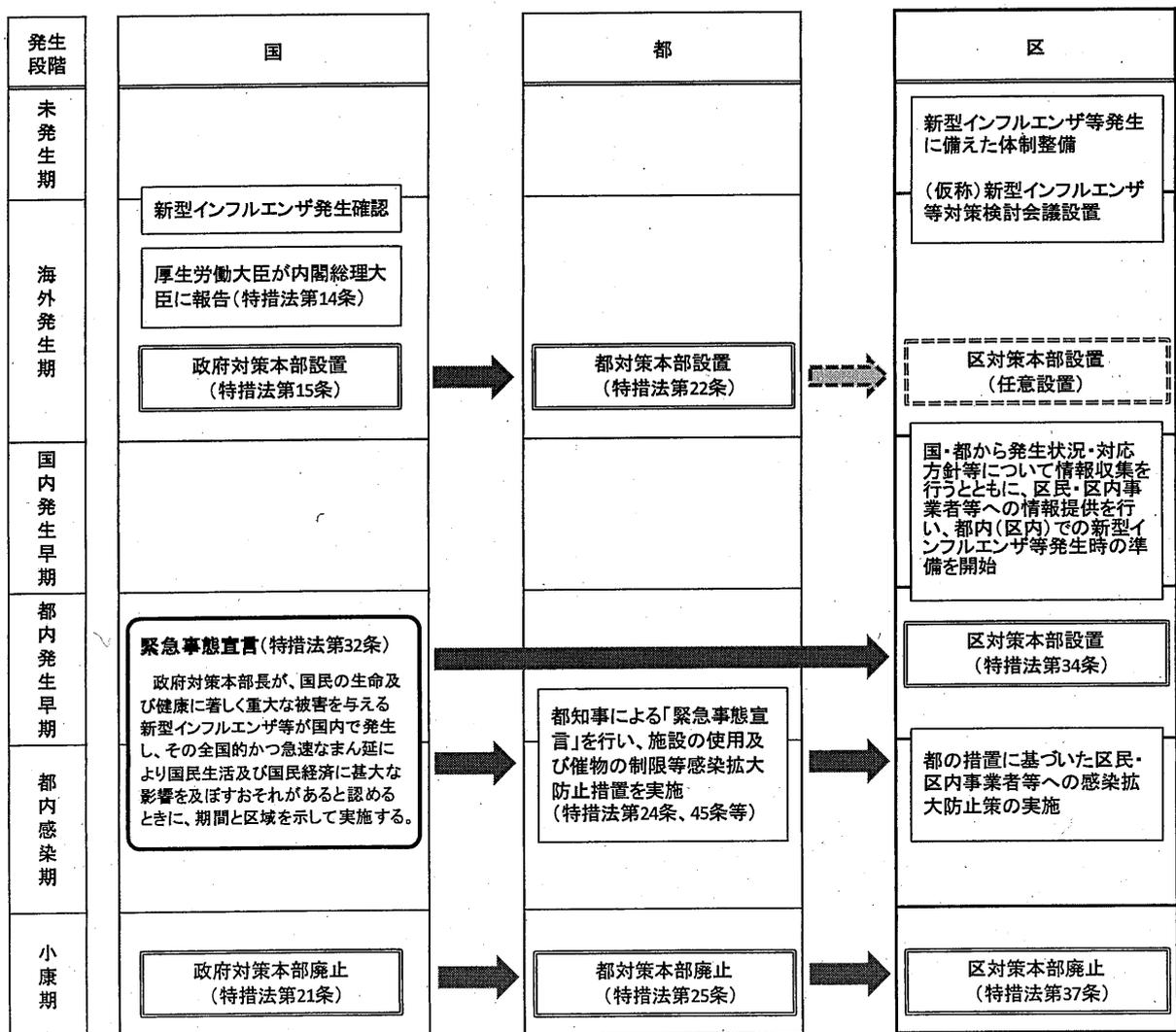
<新型インフルエンザ等の発生段階>

政府行動計画		都行動計画 区行動計画	状態	
国	地方			
未発生期		未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生 早期	地域未発生期	国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期		都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	地域感染期	<医療体制>		
		第一ステージ (通常の院内体制)		患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
		第二ステージ (院内体制の強化)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
		第三ステージ (緊急体制)	流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態	
			流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態	
小康期		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5 対策実施の流れ

本行動計画では、発生段階ごとに実施する対策を整備していくが、国や都の動きを注視しながらの対策実施になる。特に、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）後に対策内容が大きく変わってくる。具体的には、文京区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」という。）が必置となること（緊急事態宣言前に任意に設置することは可能）、都が特措法に基づく感染拡大防止措置をとる可能性があること等があげられ、区においても、より区民の権利と自由に制限を加える対策や、平常時のルールに基づかない緊急的な取扱いを行うことが想定される。

＜新型インフルエンザ等対策の流れ＞



6 対策実施上の留意点

国、都及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針や都の対応方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区の区域内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

都対策本部と区対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。文京区新型インフルエンザ等対策本部長（以下「区対策本部長」という。）は、特に必要があると認めるときは、東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

新型コロナウイルスによる感染症の方を家庭で看護するときには ～ 感染を広げないために気をつけること～

この感染症についてはまだわかっていない点もありますが、
発熱や咳を主な症状とする感染症の場合は、次のような対策が有効です。
ご自宅で療養する場合、看護する人はうつらないように気をつけましょう。

注意すべき
感染経路は
飛沫感染
と
接触感染

予防のためには、咳エチケットや手洗い・消毒が効果的です。

飛沫感染

- * 感染した人の咳やくしゃみのしぶき(飛沫)に含まれるウイルスを吸い込むことによる感染です。
- * 予防するには、咳やくしゃみが直接人にかからないよう、マスクやティッシュ等で口と鼻を防ぐ等の「咳エチケット」が効果的です。

接触感染

- * ウイルスの付着した手で、目・口・鼻を触ることによる感染です。
- * 予防するには、手洗い・消毒が効果的です。

看護する時に
心がける
7つのポイント

① 看護する人を決めましょう

- * 可能であれば、看護する人を一人決めましょう。
- * 他の家族は患者さんと不必要に接触しないようにしましょう。

② 看護する時は、使い捨てのマスクや手袋を着用しましょう

- * 患者さんを看護する時は、不織布製の使い捨てマスクを着用しましょう。
- また、嘔吐物など汚染物进行处理する時は、手袋も着用しましょう

③ 患者さんが休養する環境を整えましょう

- * 家族やまわりの方にうつさないよう、患者さんはできるだけ個室で休養し、不要不急の外出や面会は控えてもらいましょう。
- * 患者さんには不織布製の使い捨てマスクを着用してもらいましょう。マスクは一日一枚程度、交換しましょう。
- * 患者さんの近くにゴミ箱を置き、鼻水や痰のついたティッシュなどをすぐにゴミ箱に捨てられるようにしましょう。
- * 患者さんが使うタオルやコップなどは、他の家族と分けましょう。



療養中の体調管理について

- 十分に睡眠をとり、安静に過ごすことが大切です。
- 高熱による脱水症状を防ぐため、こまめに水分を補給しましょう。
- 欠の症状がある場合は、早めに医療機関を受診しましょう。
 - ・ けいれんしたり呼びかけにこたえない
 - ・ 呼吸困難、苦しそう
 - ・ 嘔吐や下痢が続いている
 - ・ 症状が長引いて悪化してきた

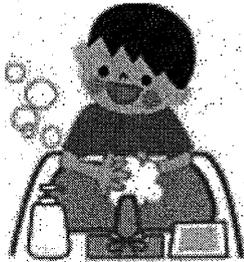
④ 看護した後は、マスクや手袋をはずし、手を洗いましょう

*看護で使用したマスクや手袋は、他の人が触れないよう
すぐにゴミ箱に捨てましょう。

*手洗いは流水と石鹸で15秒以上行い、水分を十分に
ふき取りましょう。

詳しい手洗いの方法は、東京都ホームページ
(手洗い動画：右QRコード参照)をご覧ください。

*手が洗えない場合、手指消毒用のアルコール製剤
(エタノール等が60～80%程度含まれて
いるもの)による消毒も効果があります。



⑤ ごみの捨て方に気を付けましょう

*患者さんが使用したティッシュやマスク、看護の際に使用した
マスクや手袋等のゴミを捨てる時は、他の人が触れないよう、
ビニール袋などに入れ、しっかり口を縛って捨てましょう。

*ゴミをまとめた後は、手を洗いましょう。



⑥ 患者さんが使った食器や衣類は、通常通りに洗えます

*患者さんが使った食器や衣類等は、通常の洗剤を使用して、
他の家族のものと一緒に洗うことができます。

*患者さんが使った衣類等を触った後は、手を洗いましょう。

⑦ 患者さんや家族がよく触れる場所を清掃・消毒しましょう

*患者さんや家族がよく触れる場所(机、ドアノブ、スイッチ、
階段の手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等)を
中心に、清掃・消毒しましょう。

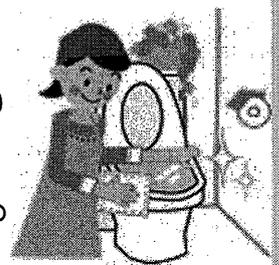
*水と洗剤によるふき取り清掃か、消毒剤によるふき取り消毒を
行いましょう。

・消毒剤は、次亜塩素酸ナトリウム(製品に表示されているとおり
希釈したもの)や消毒用エタノール等が有効です。

・消毒剤を使う場合、消毒剤を浸したペーパータオル等による
ふき取り消毒を行いましょう。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒や
ウイルスの舞い上がりの可能性があるため、避けましょう。

また、換気をするほか、使用上の注意をよく読んで使いましょう。

*清掃・消毒作業をした後は、手を洗いましょう。



新型コロナウイルスによる感染症の最新情報について

*新型コロナウイルスに関する情報は、国内外の患者報告を受けて、
日々情報が更新されています。

*東京都感染症情報センターのホームページ(右のQRコード)では、
最新の情報をご覧ください。



事 務 連 絡

令和2年1月30日

区内大学ご担当者様

文京区アカデミー推進部

アカデミー推進課長 細矢 剛史

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する対応について（調査依頼）

日頃から、文京区政にご理解・ご協力いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、様々な報道がされておりますが、本区として、当感染症に対する区内各大学及び留学生受け入れ施設の対応状況を把握するため、下記の質問にご回答くださいますようご協力をお願いいたします。

なお、ご回答いただいた個別の内容は、外部に公表・提供することはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、1月31日（金）正午までにご回答くださいますようお願いいたします。

記

【質問事項】

- ① 中国人の留学生・教職員に対して、春休み期間中に帰国しないように勧奨していますか。又は勧奨する予定がありますか。
- ② 現在、春節等により一時的に帰国している中国人の留学生・教職員に対して、今後の日本への渡航及びその後の対応等について何か取り決めされていますか。又は取り決めをする予定がありますか。
武漢市滞在の留学生と武漢市以外に滞在の留学生に分けてご回答ください。
- ③ 当感染症の発生が中国であることを理由として、中国人の留学生・教職員が不当な扱いを受けることがないよう、何か対策をとっていますか。又は対策をとる予定がありますか。
- ④ その他、当感染症に関して、貴大学・施設において特に行っていることはありますか。又は行う予定がありますか。

文京区アカデミー推進課アカデミー推進係
担当 諸 久子 電話 03-5803-1307

2019 文教教第 2165 号
令和 2 年 1 月 30 日

文京区立幼稚園長 殿
文京区立小学校長 殿
文京区立中学校長 殿

文京区教育委員会

新型コロナウイルス感染症による幼稚園及び小・中学校の対応について

日頃から幼児・児童・生徒の感染症対策にご尽力いただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症については、様々な報道等がされております。各学校(園)においては、国や都等の動きがあれば、その都度お知らせいたしますが、それまでの間、下記のとおり対応を行うようよろしくお願いいたします。

なお、東京都教育庁地域教育支援部義務教育課から令和2年1月29日に発出された『新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について』の事務連絡も、合わせてご参照ください。

記

- 1 各学校(園)においては、最新の情報(厚生労働省ホームページ等)をとらえるとともに、保護者あて通知案のとおり、保護者及び教職員に情報提供するよう、お願いします。
- 2 幼児・児童・生徒に新型コロナウイルスの罹患が疑われる場合には、病院の受診と学校への報告など、インフルエンザ等と同様の対応を周知していただけますよう、お願いします。
- 3 新型コロナウイルス感染症の対応においては、誰もが差別や偏見など不当な扱いを受けることがないように、人権に十分ご配慮くださるよう、お願いいたします。

文京区教育委員会教育指導課
統括指導主事 森 進一
電 話 5803-1300

令和2年1月 日

保護者の皆様へ

文京区立〇〇幼稚園（小学校 中学校）
園長（校長）

新型コロナウイルス感染症による対応について（案）

日頃から本園（校）の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
新聞等でも報道されているとおり、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念されて
おります。各ご家庭においても以下の点に留意し対応されるよう、お願いします。

記

- 1 子どもたちに対し、日常のうがい、手洗いの励行など、健康管理についてご留意
ください。
- 2 ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われた場合は、速やかに、病院へ受診
するとともに、学校へのご連絡をお願いします。

【参考】関連情報ホームページ

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

内閣官房ホームページ

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

「中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に
関する Q&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

「新型コロナウイルス感染症に備えて

～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

首相官邸

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285
(受付時間 9時00分～21時00分)

新型コロナウイルス関連に関する連絡会メンバー（案）

保健衛生部長

危機管理室長

広報課長

職員課長

危機管理課長

区民課長

アカデミー推進課長

観光・都市交流担当課長

福祉政策課長

子育て支援課長

幼児保育課長

子ども施設担当課長

生活衛生課長

予防対策課長

保健サービスセンター所長

健康推進課長

施設管理課長

教育総務課長

学務課長

教育指導課長

児童青少年課長

区議会事務局長